「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」の改正

【改正理由】

■同和問題に関するモニタリングで差別書き込みと特定したものについては、プロバイダ等に 削除要請を行っています。

しかしながら、削除されない案件もあり、情報の拡散防止にはプロバイダの役割が 非常に大きいことから、プロバイダの責務を規定します。

■インターネットを利用して部落差別を行った者は、速やかに当該情報を削除できることから、 当該情報の削除要請を明記します。

※朱書き:改正部分

目的(第1条)

●部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現する

基本理念 (第2条)

- ●部落差別は基本的人権の侵害であり、何人も部落差別を行ってはならない
- ●国、県、市町村、県民及び事業者が相互に協力し、部落差別の解消に取り組む

部落差別の禁止 (第3条)

- ●インターネットを利用して部落差別を行うことや、またその拡散をしてはならない。
- ●結婚及び就職に際しての身元の調査などの行為により、部落差別を行ってはならない

県の責務 (第4条)

- ●国、市町村、県民、事業者等との連携により施策を推進する
- ●市町村や県民、事業者等の取組を支援する

県民・事業者の責務 (第5・6条)

- ●県民及び事業者は、県及び市町村が実施する施策に協力する
- ●事業者は、従業員の人権意識の高揚などの取組を行う

特定電気通信役務提供者(プロバイダ)の責務(第7条)

- ●特定電気通信役務提供者は、県及び市町村が実施する施策に協力する
- ●特定電気通信役務提供者は、情報が部落差別であることを確認した場合に、 当該情報の送信防止措置を講じる

部落差別への取組 (第8条)

- (1) 部落差別を行った者に対しては、必要な説示を行い、部落差別を行わないよう促す
- (2) さらに、インターネットを利用して部落差別を行った者に対しては、当該情報を削除するように促す
- (3) 説示及び促し、削除要請に従わない場合は、 部落差別を行わないこと、当該情報を削除することを勧告する
- (4) 市町村に対し、(1)(2)を依頼

教育及び啓発 (第9条)

●部落差別を解消するために教育及び啓発を行う

相談体制の充実 (第10条)

●部落差別に関する相談に応じるとともに、相談体制の充実を図る

部落差別の実態把握 (第11条)

- ●国が実施する施策に協力する
- ●県民意識調査など、部落差別の解消のために必要な調査を実施する